

## シェアオフィス拠点施設整備等事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、シェアオフィス拠点施設整備等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 拠点施設 本補助事業の目的を達成するために、高知市中心部に整備されるシェアオフィス
- (2) シェアオフィス スモールオフィス、コワーキングスペース等を備え、複数の企業又は個人がそれぞれの目的に応じて空間を共有して利用する複合的な施設
- (3) スモールオフィス 事業に必要な備品があらかじめ備えられており、初期費を要さず少人数で入居することができる登記可能な個室又は半個室のオフィス
- (4) コワーキングスペース 複数の企業又は個人が空間を共有し、相互に交流することができる環境及び個人作業に集中することができる環境を兼ね備えた仕事を行うための場所
- (5) 高知市中心部 北端が高知駅付近、東端がはりまや橋観光バスターミナル付近、南端が国道33号沿道付近、西端が高知県庁本庁舎付近の区域

### (補助目的)

第3条 県は、都市集中型から地方分散型への社会構造の転換を加速させ、また、本県における新しいビジネス及び雇用の創出、県内課題の解決等を通じ、関係人口及び移住者の増加並びに企業誘致の拡大を図ることで県経済の活性化につなげることを目的として、新型コロナウイルス感染症を契機として生まれた新しい企業及び人の流れを本県に呼び込み、かつ、受け入れることのできる拠点施設として、高知市中心部の空き物件をシェアオフィスに整備する費用及び運営費の一部を補助する。

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、高知市中心部の物件を拠点施設として整備し運営を行うものであって、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社、事業協同組合、特定非営利活動法人その他特別の法律により設立された法人又は複数の法人が共同で事業を実施するために結合した共同企業体とする。

2 補助事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 都道府県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者であること。
- (3) 高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受け、その措置の期間が満了していないものでないこと。
- (4) 高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基

準要領（平成 17 年 8 月 25 日付け 17 高建管第 223 号土木部長通知）に基づく入札参加指名停止等の措置を受け、その措置の期間が満了していないものでないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないものであること。

(6) 共同企業体の場合は、その代表構成員及びその他の構成員が前各号の条件を満たすとともに、共同企業体の適切な名称、代表者及び代表構成員を含む全ての構成員が連帯して責任を負うこと等について定めた協定書を作成すること。

#### （補助事業）

第 5 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) 拠点施設整備事業 拠点施設の整備に係る事業

(2) 拠点施設運営事業 拠点施設の運営に係る事業

2 補助事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 拠点施設の整備及び運営が一体となった事業計画を有していること。

(2) 事業計画に施設の概要、整備計画、運営計画及び収支計画を明記していること。

3 知事は、補助事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

#### （補助対象経費等）

第 6 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第 1 のとおりとする。

2 補助率及び補助限度額は、別表第 2 のとおりとする。

3 補助金は、複数年度にわたり連続して同一の補助事業者が実施する同一事業に補助することができるものとし、予算の範囲内において交付する。

#### （補助事業者の決定）

第 7 条 知事は、別に定めるシェアオフィス拠点施設整備等事業費補助金募集要領に基づき、補助事業者を決定する。

#### （補助金の交付の申請）

第 8 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第 1 号様式によるシェアオフィス拠点施設整備等事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）、別記第 2 号様式によるシェアオフィス拠点施設整備等事業費補助事業計画書（拠点施設整備事業用）及び別記第 3 号様式によるシェアオフィス拠点施設整備等事業費補助事業計画書（拠点施設運営事業用）に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による交付申請書等の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金

額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (補助金の交付の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

#### (補助金の交付の決定及び通知)

第10条 知事は、第8条第1項の規定により交付申請書等の提出があった場合は、その内容の適否等について審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

#### (補助事業の重要な変更)

第11条 補助事業者は、前条の通知を受けた後において、補助事業に関し次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、あらかじめ別記第4号様式によるシェアオフィス拠点施設整備等事業費補助金変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (3) 補助事業の重要な部分に関する変更(必要に応じ事前に知事に協議すること。)

2 知事は、前項の規定による申請書を審査し、適当であると認めたときは、補助金の変更交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

#### (補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難になったとき等補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第5号様式による補助事業中止等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、補助事業者が操業開始後3年以内に補助事業を廃止しようとし、それを承認したときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

#### (実績報告)

第13条 補助事業者は、拠点施設整備事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、別記第6号

様式によるシェアオフィス拠点施設整備等事業費補助金実績報告書（拠点施設整備事業用）を、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、拠点施設整備事業が年度内に完了しない場合は、当該年度の3月15日までに、別記第7号様式によるシェアオフィス拠点施設整備等事業費補助金年度終了実績報告書（拠点施設整備事業用）を、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、拠点施設運営事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して2月を経過した日まで、又は拠点施設運営事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日の属する会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、別記第8号様式によるシェアオフィス拠点施設整備等事業費補助金実績報告書（拠点施設運営事業用）を、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前3項に規定する各実績報告書を受理した場合は、必要な検査を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金交付決定額と補助金の確定額とが同一の場合は、通知を省略するものとする。

#### （補助金の支払）

- 第14条 知事は、前条第4項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。
- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第9号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

#### （補助金の経理等）

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該証拠書類を補助事業が完了した日（補助事業が複数年にわたる場合にあっては、最終の補助事業が完了した日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

#### （補助金交付決定の取消し等）

- 第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) この要綱に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (3) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき。
  - (4) 第4条に規定する補助事業者の要件に該当しなくなったとき。ただし、特別の事情がある場合で、知事がやむを得ないと認めるときを除く。
  - (5) 第9条各号のいずれかに違反したとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を県に返還させる

ものとする。

- 3 知事は、第1項の規定に基づく取消しを行った場合であって、前項の規定に基づく補助金の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (財産の管理及び処分)

- 第17条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、規則第19条第1項の規定により処分を制限される対象となったもののうち、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の施設財産、機械、器具等（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合（次項において「取得財産等の処分」という。）は、事前に別記第10号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 3 知事は補助事業者が、前項の規定により知事の承認を得て取得財産等の処分をしたことにより収入を得た場合又は承認を得ずに取得財産等の処分をした場合は、当該収入の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

#### (繰越承認の申請)

- 第18条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第11号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

#### (地位の承継)

- 第19条 補助事業者から合併、会社分割その他の理由により補助事業者たる地位の承継を受けた者又は補助事業者は、当該地位の承継に関して、別記第12号様式による補助事業者の地位承継に関する届出書に地位が承継されたことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

#### (事業成果のフォローアップ)

- 第20条 知事は、補助事業の成果を捕捉するため、第13条第3項に規定する実績報告書を基に、運営状況のフォローアップについて補助事業者と協議を行うこととする。
- 2 知事は、必要に応じ、補助事業者に対し、事業の成果に関する報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に応じなければならない。ただし、応じないことに適正な理由がある場合は、この限りでない。

(情報の開示)

第21条 補助事業又は補助事業者に対して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(遂行状況の報告等)

第22条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。この場合において、補助事業者は知事からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

(グリーン購入)

第23条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第15条から第17条まで、第19条及び第21条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月21日から施行する。